

使用前確認申請書

原子力発 第21325号
令和3年12月22日

原子力規制委員会 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号
氏名 四国電力株式会社
取締役社長 長井啓介
社長執行役員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 四国電力株式会社 住所 高松市丸の内2番5号 代表者の氏名 取締役社長 長井啓介 社長執行役員
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 伊方発電所 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3
申請に係る発電用原子炉施設の概要	伊方発電所第3号機 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 原子炉冷却系統施設 放射線管理施設 生体遮蔽装置 その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 消火設備 主配管
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年 7月 7日 原規発第2107076号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	別紙1のとおり
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和9年11月
原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法	別紙2のとおり

(手数料 金 593,500 円)

- 添付資料ー 1 : 工事の工程に関する説明書
- 添付資料ー 2 : 工事の工程における放射線管理に関する説明書
- 添付資料ー 3 : 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書
- 添付資料ー 4 : 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査 (表1※)</p> <p>期日 自 令和 4年 1月 至 令和 9年10月</p> <p>場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント (神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号) ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地500番地) ・有限会社山口鉄筋 (愛媛県松山市西垣生町350番地1)
	<p>工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表3-1※)</p> <p>期日 自 令和 4年 4月 至 令和 9年10月</p> <p>場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント (神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)
	<p>工事の工程 工事完了時の検査 (表7※)</p> <p>期日 自 令和 4年 4月 至 令和 9年10月</p> <p>場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント (神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

(続き)

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 基本設計方針検査 (表8※)</p> <p>期日 自 令和 4年 1月 至 令和 9年10月</p> <p>場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント (神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号) ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地500番地) ・有限会社山口鉄筋 (愛媛県松山市西垣生町350番地1) ・JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 倉敷地区 (岡山県倉敷市水島川崎通り1丁目) ・松下工業株式会社 (愛媛県伊予郡松前町大字北川原1221) ・株式会社富士精工本社 (石川県能美市大浜町ヤ25)
	<p>工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査 (表9※)</p> <p>期日 自 令和 4年 1月 至 令和 9年10月</p> <p>場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)</p>

※：原規規発第2107076号で認可された設計及び工事計画認可申請書の工事の方法に記載する表を示す。

第一期工事

<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>対象施設の概要 伊方発電所第3号機 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）（1, 2, 3号機共用）のうち4基 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）1号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）2号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）3号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）4号 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）1号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）2号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）3号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）4号 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に記載の設備 原子炉冷却系統施設 原子炉冷却系統施設に係る基本設計方針に記載の設備 放射線管理施設 生体遮蔽装置 ・補助遮蔽 放射線管理施設に係る基本設計方針に記載の設備 その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 消火設備 主配管 ・重油タンク周辺消火水供給ライン分岐点（1, 2, 3号機共用）～使用済燃料乾式貯蔵建屋消火水供給ライン第一分岐点（1, 2, 3号機共用） 火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備 使用の期間 自：令和7年2月 至：令和3年7月7日 原規規発第2107076号をもって認可を受けた設計及び工事計画に係る発電用原子炉施設に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認の日（以下「確認証交付日」という。）</p>
--	--

(続き)

第一期工事

<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用する時又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときであっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>使用の方法</p> <p>使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要がある、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
---	--

(続き)
第二期工事

<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>対象施設の概要 伊方発電所第3号機 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）（1, 2, 3号機共用）のうち4基 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）5号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）6号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）7号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）8号 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）5号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）6号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）7号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）8号 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に記載の設備 </p> <p>使用の期間 自：令和8年2月 至：確認証交付日</p> <p>使用の方法 使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
--	---

(続き)
第三期工事

<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>対象施設の概要 伊方発電所第3号機 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）（1, 2, 3号機共用）のうち4基 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）9号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）10号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）11号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）12号 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）9号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）10号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）11号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）12号 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に記載の設備</p> <p>使用の期間 自：令和8年11月 至：確認証交付日</p> <p>使用の方法 使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
--	---

工事の工程に関する説明書

年 月	令和3年度			令和4年度						令和5年度						令和6年度												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・原子炉冷却系統施設 ・放射線管理施設 ・その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 	第一期工事																											
	現地工事期間 △																											
														構造、強度又は漏えいに係る検査 (表1)														
												主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表3-1)																
												工事完了時の検査 (表7)																
												基本設計方針検査 (表8)																
											品質マネジメントシステムに係る検査 (表9)																	

年 月	令和7年度						令和8年度						令和9年度																						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・原子炉冷却系統施設 ・放射線管理施設 ・その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 	第二期工事												第三期工事						第四期工事																
	現地工事期間 △						現地工事期間 △						現地工事期間 																						
																			構造、強度又は漏えいに係る検査 (表1)																
													主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表3-1)																						
													工事完了時の検査 (表7)																						
													基本設計方針検査 (表8)																						
												品質マネジメントシステムに係る検査 (表9)																							

↔ : 使用前事業者検査
 △ : 一部使用の適用

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規（細則－2 放射線管理細則）に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。

なお、本管理は、令和7年2月の管理区域設定以降に適用する。

(2) 個人線量管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

3号機 使用済燃料乾式貯蔵建屋

(1) 汚染区分

A区分^(注)

(注) 汚染のおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

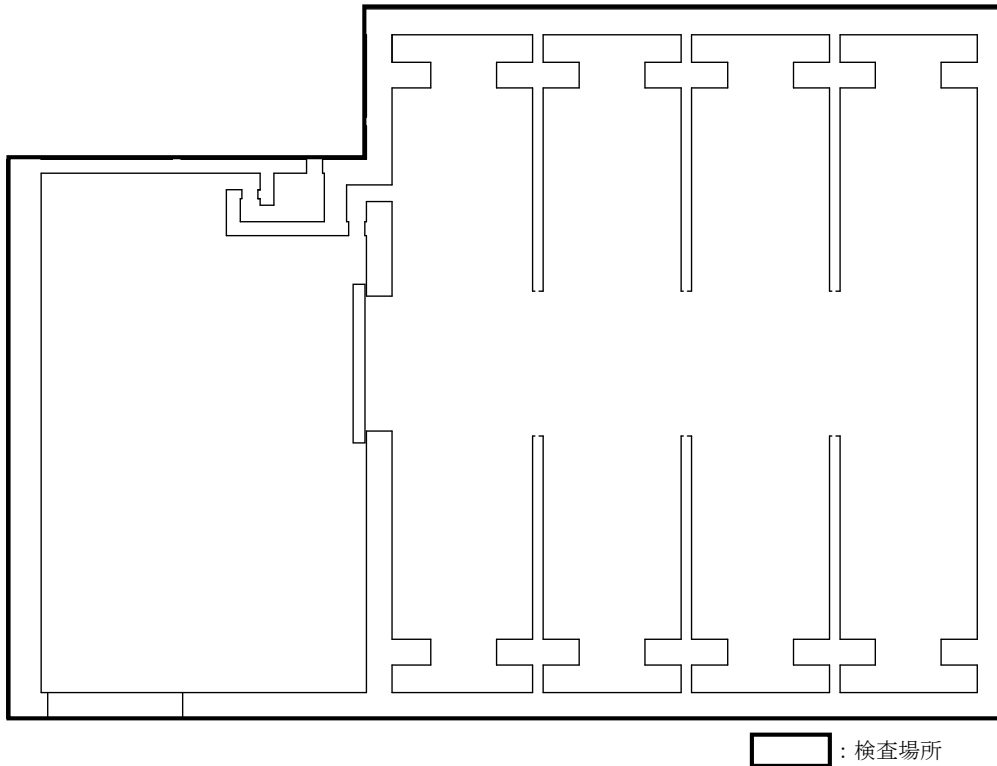
1区域：0.1 mSv/hを超えるおそれのない区域

2区域：1 mSv/hを超えるおそれのない区域

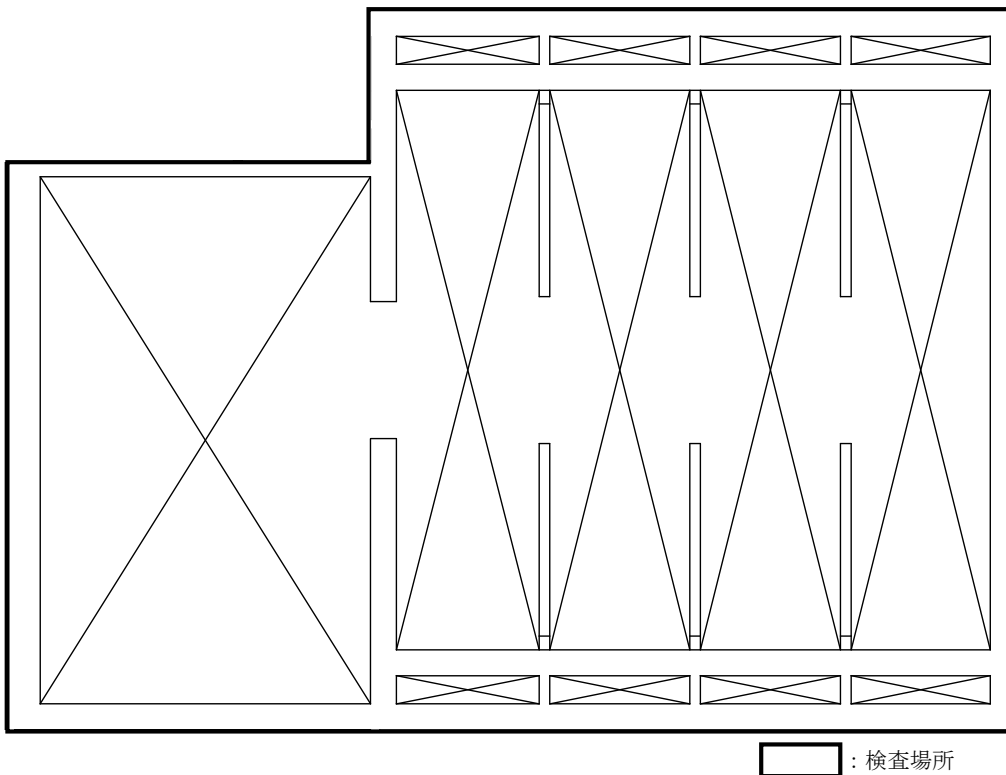
3. 管理区域検査場所図

別紙参照

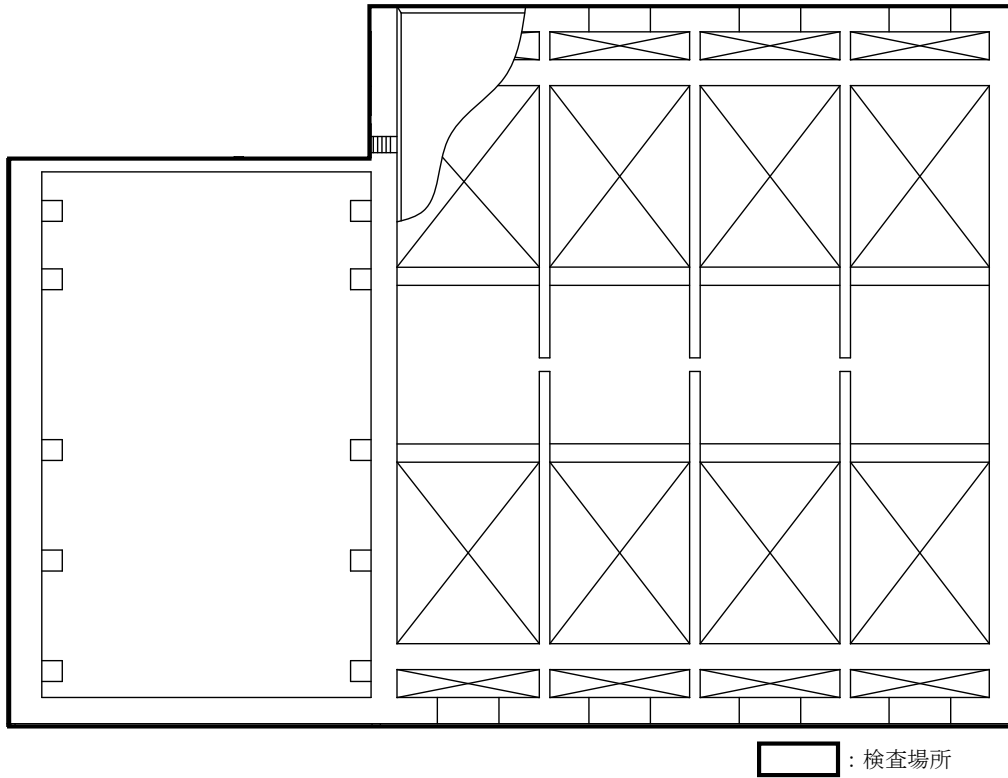
管理区域検査場所図



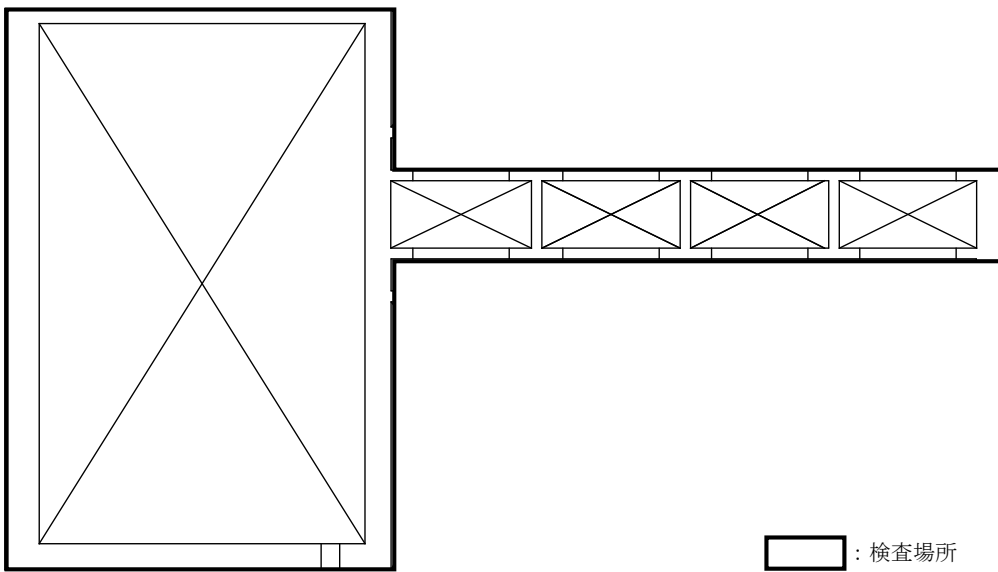
使用済燃料乾式貯蔵建屋 E.L. 25.3m



使用済燃料乾式貯蔵建屋 E.L. 31.3m



使用済燃料乾式貯蔵建屋 E.L. 37.1m



使用済燃料乾式貯蔵建屋 E.L. 40.9m

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子力安全に及ぼす影響に応じて、下表に示すグレード分けの考え方に従い品質重要度を分類し、管理を行う。

発電への影響度区分	安全上の機能別重要度区分						
	クラス1*		クラス2*		クラス3*		その他
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1	A		B				
R2							
R3					C		

※：発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要度

R1：その故障により発電停止となる設備

R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く）

R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を下表に示す。

施設区分／設備区分／機器区分			名称	グレードの区分		
				品質重要度分類		
				A	B	C
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵容器	使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ1) (1, 2, 3号機共用)		○	
			使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ2)		○	
		使用済燃料貯蔵容器の密封性を監視する装置	使用済燃料乾式貯蔵容器 蓋間圧力計			○

(続き)

施設区分／設備区分／機器区分			名称		グレードの区分		
					品質重要度分類		
					A	B	C
放射線管理施設	生体遮蔽装置	生体遮蔽装置	補助遮蔽	貯蔵エリア(1, 2, 3号機共用)			○
				取扱エリア(1, 2, 3号機共用)			○
火災防護設備	火災区域構造物及び火災区画構造物	—		使用済燃料乾式貯蔵建屋			○
	消火設備	主配管		重油タンク周辺消火水供給ライン分岐点(1, 2, 3号機共用)～使用済燃料乾式貯蔵建屋消火水供給ライン第一分岐点(1, 2, 3号機共用)			○

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要がある、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。